

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 本規則は、第一種会員(デリバティブ)の行う暗号資産等関連デリバティブ取引に関し、第一種会員(デリバティブ)が顧客から預託される金銭(以下「預り金」という。)を第一種会員(デリバティブ)が適切に管理するために必要な事項を定め、預り金の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(基本事項) 第2条 第一種会員(デリバティブ)は、暗号資産等関連デリバティブ取引に関し、顧客から預託される金銭を、関連法令等に定める内容に従い、自己の財産と分別して管理しなければならない。</p> <p>2 第一種会員(デリバティブ)は、前項に定める預り金の分別管理に係る業務(以下「分別管理業務」という。)を経営上の最重要事項と位置付けた上で、分別管理業務を適正かつ確</p>	<p>規則名 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 本規則は、会員の行う暗号資産関連デリバティブ取引に関し、会員が顧客から預託される金銭(以下「預り金」という。)を会員が適切に管理するために必要な事項を定め、預り金の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(基本事項) 第2条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、顧客から預託される金銭を、関連法令等に定める内容に従い、自己の財産と分別して管理しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項に定める預り金の分別管理に係る業務(以下「分別管理業務」という。)を経営上の最重要事項と位置付けた上で、分別管理業務を適正かつ確実に遂行するために必要</p>

実に遂行するために必要な体制を整備しなければならない。

(社内規則)

第3条 **第一種会員(デリバティブ)**は、分別管理業務に関する社内規則を定めなければならない。

2 前項に定める社内規則は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(略)

(責任部門等)

第4条 **第一種会員(デリバティブ)**は、前条で定める社内規則その他本規則に定める分別管理業務を担当する部門(以下「分別管理部門」という。)を設置しなければならない。

2 **第一種会員(デリバティブ)**は、分別管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を分別管理部門に配置しなければならない。

3 **第一種会員(デリバティブ)**は、分別管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、関連法令等の内容について教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

4 **第一種会員(デリバティブ)**は、分別管理部門において、次の各号に掲げる業務の担当者を設置するものとする。なお、一の役職員に、**受払担当者**と**照合担当者**を兼務させてはならない。また、事故・不正行為等防止の観点から、例えば各担当者を定期的に交代させる等の適切な措置をと

な体制を整備しなければならない。

(社内規則)

第3条 **会員**は、分別管理業務に関する社内規則を定めなければならない。

2 前項に定める社内規則は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(略)

(責任部門等)

第4条 **会員**は、前条で定める社内規則その他本規則に定める分別管理業務を担当する部門(以下「分別管理部門」という。)を設置しなければならない。

2 **会員**は、分別管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を分別管理部門に配置しなければならない。

3 **会員**は、分別管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、関連法令等の内容について教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

4 **会員**は、分別管理部門において、次の各号に掲げる業務の担当者を設置するものとする。なお、同一の役職員に、**顧客財産預り金の受払いに係る担当者(以下「受払担当者」という。)**と**預り金の残高と帳簿上の残高を照合し、残高不一致その他不適切な状況発生時にはこれを是正する担当**

らなければならない。

- (1) 顧客財産預り金の受払いに係る担当者（以下「受払担当者」という。）
- (2) 預り金の残高と帳簿上の残高を照合し、残高不一致その他不適切な状況発生時にはこれを是正する担当者（以下「照合担当者」という。）

（分別管理の執行方法の明記）

第5条 第一種会員（デリバティブ）は、顧客財産について、具体的な分別管理の執行方法を顧客との契約に明記し、顧客の同意を得なければならない

（顧客区分管理信託）

第6条 第一種会員（デリバティブ）は、暗号資産等関連デリバティブ取引に伴い顧客から預託を受けた預り金について、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業府令」という。）第143条第1項第1号に定める信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）への金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）を設定する方法により、自己の財産と分別して管理しなければならない。

（顧客区分管理必要額の算定）

第7条 第一種会員（デリバティブ）は、個別顧客区分管理額（顧客から預託を受けた預り金で、当該会員が廃止その他の理由により金融商品取引業を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき金銭として金商業府令第143条の2第1項第

者（以下「照合担当者」という。）を兼務させてはならない。また、事故・不正行為等防止の観点から、例えば各担当者を定期的に交代させる等の適切な措置をとらなければならない。

（分別管理の執行方法の明記）

第5条 会員は、顧客財産について、具体的な分別管理の執行方法を顧客との契約に明記し、顧客の同意を得なければならない。

（顧客区分管理信託）

第6条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に伴い顧客から預託を受けた預り金について、金商業府令第143条第1項第1号に定める信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）への金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）を設定する方法により、自己の財産と分別して管理しなければならない。

（顧客区分管理必要額の算定）

第7条 会員は、個別顧客区分管理額（顧客から預託を受けた預り金で、会員が廃止その他の理由により金融商品取引業を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき金銭として金商業府令第143条の2第1項第6号、同条第2項及び第3

6号、同条第2項及び第3項、第143条の3第1項の定めに従い当該顧客ごとに算定された額をいう。以下同じ。)及び顧客区分管理必要額(個別顧客区分管理額の合計額をいう。以下同じ。)を、毎日計算の上、記録しなければならない。

2 **第一種会員(デリバティブ)**は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 「暗号資産等関連デリバティブ取引に関する規則」第5条に基づいて算出された顧客の実預託額を反映の上計算すること。

(2) 顧客から預かった暗号資産等関連デリバティブ取引に係る全ての預かり金を顧客区分管理必要額の計算に含めること。

(略)

3 **第一種会員(デリバティブ)**は、1か月を超えない期間ごとに、次に掲げるデータを照合しなければならない。

(略)

(顧客区分管理信託の方法)

第8条 (略)

2 **第一種会員(デリバティブ)**は、顧客区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵させてはならない。ただし、顧客区分管理信託に係る信託財産の残高が顧客区分管

項、第143条の3第1項の定めに従い当該顧客ごとに算定された額をいう。以下同じ。)及び顧客区分管理必要額(個別顧客区分管理額の合計額をいう。以下同じ。)を、毎日計算の上、記録しなければならない。

2 **会員**は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 「暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則」第5条に基づいて算出された顧客の実預託額を反映の上計算すること。

(2) 顧客から預かった暗号資産関連デリバティブ取引に係る全ての預り金を顧客区分管理必要額の計算に含めること。

(略)

3 **会員**は、1か月を超えない期間ごとに、次に掲げるデータを照合しなければならない。

(略)

(顧客区分管理信託の方法)

第8条 (略)

2 **会員**は、顧客区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵させてはならない。ただし、顧客区分管理信託に係る信託財産の残高が顧客区分管理必要額に不足する事態

理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な費用を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に顧客区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することができる。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客区分管理信託に関し、自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更が生じた場合は、顧客分別金信託に係る信託契約の定めに従って所定の届出等を行わなければならない。

4 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客区分管理信託の受託者を変更する場合、顧客区分管理信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。

5 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客区分管理信託に係る信託財産の元本の評価額をその時価により算定しなければならない。

6 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客区分管理信託の追加、解約又は一部解約を受払担当者以外の者に行わせてはならない。

（顧客区分管理信託の残高照合）

第9条 **第一種会員（デリバティブ）**は、照合担当者をして、顧客区分管理信託に係る信託財産の残高と顧客区分管理必要額

を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な費用を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に顧客区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することができる。

3 **会員**は、顧客区分管理信託に関し、自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更が生じた場合は、顧客分別金信託に係る信託契約の定めに従って所定の届出等を行わなければならない。

4 **会員**は、顧客区分管理信託の受託者を変更する場合、顧客区分管理信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。

5 **会員**は、顧客区分管理信託に係る信託財産の元本の評価額をその時価により算定しなければならない。

6 **会員**は、顧客区分管理信託の追加、解約又は一部解約を受払担当者以外の者に行わせてはならない。

（顧客区分管理信託の残高照合）

第9条 **会員**は、照合担当者をして、顧客区分管理信託に係る信託財産の残高と顧客区分管理必要額を適切に照合させなけ

<p>を適切に照合させなければならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(協会への報告)</p> <p>第10条 第一種会員（デリバティブ）は、預り金の分別管理に重大な支障を与える可能性のある事態が発生した場合又は発生するおそれがあると判断した場合には、速やかに、当該内容を協会に報告しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 会員は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(協会への報告)</p> <p>第10条 会員は、預り金の分別管理に重大な支障を与える可能性のある事態が発生した場合又は発生するおそれがあると判断した場合には、速やかに、当該内容を協会に報告しなければならない。</p>
--	--

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン

新旧対照表

改正案	現行
<p>ガイドライン名</p> <p>「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン</p> <p>第1条関係</p> <p>本規則は、第一種会員（デリバティブ）が行う暗号資産等関連デリバティブ取引のうち、顧客の金銭の管理を伴う行為が適用対象です。なお、代用証拠金として暗号資産の管理を行う場合は、それ自体が暗号資産交換業に該当するほか、証拠金又は代</p>	<p>ガイドライン名</p> <p>「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン</p> <p>第1条関係</p> <p>本規則は、会員が行う暗号資産関連デリバティブ取引のうち、顧客の金銭の管理を伴う行為が適用対象です。なお、代用暗号資産（保証金の全部又は一部として暗号資産を代用する場合の当該暗号資産をいいます。）の管理を行う場合は、それ自体が暗号資</p>

用証拠金として電子決済手段の管理を行う場合は、それ自体が電子決済手段等取引業に該当するため、それぞれ暗号資産交換業及び電子決済手段等取引業に係る規則が適用されることになります。

第7条第2項第8号関係

クレジットカード等を利用した**利用者**の入金行為については、カード会社から承認が下りた時点で顧客区分管理必要額に組み入れる必要があるものと考えられます（平成29年3月24日金融庁「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」109番参照）。

産交換業に該当するため、暗号資産交換業に係る規則をご参照ください。

第7条第2項第8号関係

クレジットカード等を利用した**顧客**の入金行為については、カード会社から承認が下りた時点で個別区分管理必要額に組み入れる必要があるものと考えられます（平成29年3月24日金融庁「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」109番参照）。